



新型コロナウイルスと国家緊急事態法



新型コロナウイルスの感染拡大はとても深刻な状態になっています。2月19日現在の感染者は、全世界7万5199人、中国7万4185人、日本617人、クルーズ船542人、日本国内74人と報道されています。日本では水際対策に失敗し、すでに国内で感染が広がっている可能性が高くなっています。政府の対応は後手、後手になっており情報開示も不十分とされています。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、憲法に緊急事態条項を書き込む必要があるとの主張が安倍晋三首相や自民党内から出ていることが明らかになりました。自民党案による緊急事態の定義は、解釈の自由度が広すぎるため、内閣が一方的に宣言するだけで強大な権力を持ち、わたしたちの自由や財産を奪えるよ

うになります。＂独裁＂の危険があるので、ナチスドイツの経験から、諸外国では持つことも運用することも大変慎重にしています。地震や津波といった自然災害に対応するために、すでに「災害対策基本法」、「原子力災害対策特別措置法」、「石油コンビナート等災害防止法」が整備されていて、今回の新型コロナウイルス対策も、指定感染症に指定する法令が出されていますが、こうした一般法で対応は十分可能だと思います。

私たちは、国民の不安心理を利用して緊急事態条項を持ち出す安倍政権を絶対許すことはできません。大幅賃上げ、最賃1500円、消費税廃止、年金改悪反対などの要求を掲げて、労働者と市民と野党が一体となって闘うことが求められています。

労働大学企画編集委員 小田切 博